

財務諸表に対する注記（法人全体用）

法人名：社会福祉法人松茂町社会福祉協議会

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし。

2. 重要な会計方針

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし。

（2）棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当なし。

（3）固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

ア 平成19年3月31日以前に取得したもの

残存価額を取得価額の10%とした定額法。耐用年数到来後も使用する場合は、備忘価額（1円）まで償却する。

イ 平成19年4月1日以後に取得したもの

残存価額を0円とした定額法。償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却する。

（4）引当金の計上基準

①退職給付引当金

基準職員の退職金の支給に備えるため、全国社会福祉団体職員退職手当積立基金において計算された期末要支給額を退職給与引当金として計上している。

3. 重要な会計方針の変更

平成26年度から「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成23年7月27日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知）に基づき処理を行っている。

4. 法人で採用する退職給付制度

全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度（確定給付制度）に加入し、退職手当の額等は当法人給与規程による。対象となる職員数は、4名である。

5. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

（1）法人全体の財務諸表

（2）事業区分別内訳表

（3）社会福祉事業における拠点区分別内訳表

（4）公益事業における拠点区分別内訳表

（5）拠点区分の内容

①法人本部拠点区分

②老人福祉センター拠点区分

③シルバー人材センター拠点区分

（6）サービス区分の内容

①法人運営事業サービス区分（法人本部拠点）

②コミュニティバス事業サービス区分（法人本部拠点）

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
合 計	1,000,000	0	0	1,000,000

7. 会計基準第3章第4条（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし。

8. 担保に供している資産

該当なし。

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車輛運搬具	7,208,470	7,139,450	69,020
器具及び備品	7,384,275	6,335,056	1,049,219
合 計	14,592,745	13,474,506	1,118,239

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし。

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし。

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし。

13. 重要な偶発債務

該当なし。

14. 重要な後発事象

該当なし。

15. 合併又は事業の譲渡若しくは譲受け

該当なし。

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし。

事業区分名：社会福祉事業区分
拠点区分名：法人本部拠点区分

財務諸表に対する注記（拠点区分用）

法人名：社会福祉法人松茂町社会福祉協議会

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当なし。

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

ア 平成19年3月31日以前に取得したもの

残存価額を取得価額の10%とした定額法。耐用年数到来後も使用する場合は、備忘価額（1円）まで償却する。

イ 平成19年4月1日以後に取得したもの

残存価額を0円とした定額法。償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却する。

(4) 引当金の計上基準

①退職給付引当金

基準職員の退職金の支給に備えるため、全国社会福祉団体職員退職手当積立基金において計算された期末要支給額を退職給与引当金として計上している。

2. 重要な会計方針の変更

平成26年度から「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成23年7月27日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知）に基づき処理を行っている。

3. 法人で採用する退職給付制度

全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度（確定給付制度）に加入し、退職手当の額等は当法人給与規程による。対象となる職員数は、4名である。

4. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

(1) 法人全体の財務諸表

(2) 事業区分別内訳表

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表

(4) 公益事業における拠点区分別内訳表

(5) 拠点区分の内容

①法人本部拠点区分

②老人福祉センター拠点区分

③シルバー人材センター拠点区分

(6) サービス区分の内容

①法人運営事業サービス区分（法人本部拠点）

②コミュニティバス事業サービス区分（法人本部拠点）

事業区分名：社会福祉事業区分
拠点区分名：法人本部拠点区分

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
合 計	1,000,000	0	0	1,000,000

6. 会計基準第3章第4条（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし。

7. 担保に供している資産

該当なし。

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車輜運搬具	2,044,850	2,044,849	1
器具及び備品	4,960,620	3,911,406	1,049,214
合 計	7,005,470	5,956,255	1,049,215

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし。

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし。

11. 重要な後発事象

該当なし。

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし。

事業区分名：社会福祉事業区分
拠点区分名：老人福祉センター拠点区分

財務諸表に対する注記（拠点区分用）

法人名：社会福祉法人松茂町社会福祉協議会

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当なし。

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

ア 平成19年3月31日以前に取得したもの

残存価額を取得価額の10%とした定額法。耐用年数到来後も使用する場合は、備忘価額（1円）まで償却する。

イ 平成19年4月1日以後に取得したもの

残存価額を0円とした定額法。償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却する。

(4) 引当金の計上基準

①退職給付引当金

基準職員の退職金の支給に備えるため、全国社会福祉団体職員退職手当積立基金において計算された期末要支給額を退職給与引当金として計上している。

2. 重要な会計方針を変更

平成26年度から「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成23年7月27日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知）に基づき処理を行っている。

3. 法人で採用する退職給付制度

該当なし。

4. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

(1) 法人全体の財務諸表

(2) 事業区分別内訳表

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表

(4) 公益事業における拠点区分別内訳表

(5) 拠点区分の内容

①法人本部拠点区分

②老人福祉センター拠点区分

③シルバー人材センター拠点区分

(6) サービス区分の内容

①法人運営事業サービス区分（法人本部拠点）

②コミュニティバス事業サービス区分（法人本部拠点）

事業区分名：社会福祉事業区分
拠点区分名：老人福祉センター拠点区分

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし。

6. 会計基準第3章第4条（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし。

7. 担保に供している資産

該当なし。

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車輛運搬具	0	0	0
器具及び備品	2,245,155	2,245,151	4
合 計	2,245,155	2,245,151	4

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし。

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし。

11. 重要な後発事象

該当なし。

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし。

事業区分名：公益事業区分
拠点区分名：シルバー人材センター拠点区分

財務諸表に対する注記（拠点区分用）

法人名：社会福祉法人松茂町社会福祉協議会

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当なし。

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

ア 平成19年3月31日以前に取得したもの

残存価額を取得価額の10%とした定額法。耐用年数到来後も使用する場合は、備忘価額（1円）まで償却する。

イ 平成19年4月1日以後に取得したもの

残存価額を0円とした定額法。償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却する。

(4) 引当金の計上基準

①退職給付引当金

基準職員の退職金の支給に備えるため、全国社会福祉団体職員退職手当積立基金において計算された期末要支給額を退職給与引当金として計上している。

2. 重要な会計方針を変更

平成26年度から「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成23年7月27日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知）に基づき処理を行っている。

3. 法人で採用する退職給付制度

該当なし。

4. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

(1) 法人全体の財務諸表

(2) 事業区分別内訳表

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表

(4) 公益事業における拠点区分別内訳表

(5) 拠点区分の内容

①法人本部拠点区分

②老人福祉センター拠点区分

③シルバー人材センター拠点区分

(6) サービス区分の内容

①法人運営事業サービス区分（法人本部拠点）

②コミュニティバス事業サービス区分（法人本部拠点）

事業区分名：公益事業区分
拠点区分名：シルバー人材センター拠点区分

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし。

6. 会計基準第3章第4条（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし。

7. 担保に供している資産

該当なし。

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車輛運搬具	5,163,620	5,094,601	69,019
器具及び備品	178,500	178,499	1
合 計	5,342,120	5,273,100	69,020

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし。

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし。

11. 重要な後発事象

該当なし。

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし。